

令和3年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年7月21日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年7月21日(水) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄
5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜
9番 鈴木 正 10番 後藤 章 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄
14番 樋口 博

出席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

11番 後藤 章正

欠席農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第5号】農地法第5条の規定による許可申請 …… 2件

~~【議案第6号】農用地利用集積計画について(削除) …… 1件~~

【議案第7号】令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第8号】令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

(2) 報告案件について

【報告第8号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第9号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 13件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

梅雨もあけ、本格的に夏の暑さとなってまいりました。委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルスだけでなく、農作業中の熱中症にもお気をつけください。

では、只今から、令和3年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。

本日、後藤 章正委員より事前に欠席の連絡がありましたが、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員におきましては、3名の出席となります。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 加藤委員と5番 日下部委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第5号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 2件

【議案第6号】

・農用地利用配分計画について(中間管理機構) …… 1件

【議案第7号】

・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第8号】

・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

(2) 報告案件について

【報告第8号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

【報告第9号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 13件

それでは、【議案第5号】農地法第5条の規定による許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第5号、R3-5番をご覧ください。

申請地は、_____番、____番、____番で登記・現況共に田で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場整備の予定です。

申請者は、本店を名古屋市に置き、清須市内に営業所を置く事業者です。転用の主な理由は、現在複数ある駐車場を1箇所に集約し、防犯のため管理体制を整えるためです。また、事業拡大に向け車両の増車、ドライバーの増員を予定しております。

申請者に所有地はありませんが、該当地所有者より承諾を得られたため、申請に至りました。

申請地は、申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域（目安として500m以内）にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

樋口委員 この案件の地元は樋口委員になりますが
問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として回答することといたします。

続きまして、

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、R3-6番をご覧ください。

申請地は、 番、 番で登記・現況共に畑で面積は m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築を予定しています。

申請者は、現在名古屋市内に賃貸住宅で生活しております。今後、出産の予定があり、家族が増えることで、現在の住宅では手狭になります。そこで、新たに住宅を建築しようと考えましたが、申請者に所有地はなく、申請者の父に相談したところ、申請地であれば建築してもよいとの回答を得ました。

申請地は、申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている農地にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般

基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私となりますが、特に問題ありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします

続きまして【議案第6号】農用地利用集積計画については取下げましたので、【議案第7号】令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び【議案第8号】令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議案とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは説明いたします。

まず【議案第7号】令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農業委員会事務の実施状況等の公表については、各農業委員会は、具体的に「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）により、活動計画及び点検・評価の作成を行うこととなっています。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。主に担い手や遊休農地、農地法に関する点検・評価になります。

該当事項として、Ⅰは農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）について、Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化について、Ⅲは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、Ⅳは遊休農地に関する措置に関する評価について、Ⅴは違反転用への適正な対応について、Ⅵは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、Ⅶは地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容について、Ⅷは地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてです。

主に確認していただきたいところは、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化とⅣの遊休農地に関する措置に関する評価になります。まず、Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、昨年度の農地集積面積の目標値とし46.2haと設定したところ、集積実績は46.1haあり、わずかに目標に及びませんでした。5.6haを集約した点については、評

価できます。続きましてⅣの遊休農地に関する措置に関する評価ですが、昨年度は遊休農地の解消目標として 0.3ha と設定しましたが、0.18ha しか解消されておりません。こちらにつきましては農地中間管理事業等の周知により解消目標を達成できるようにしていきたいと考えております。

先ほどに続きまして「議案第 8 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。議案第 7 号と同様で、次年度の目標とその達成に向けた活動計画等を検討することが求められております。

こちらも議案第 7 号と同様に都道府県を通じて地方農政局長へ報告することとなっています。

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画をご覧ください。内容については、今年度の農業委員会の活動計画を記してあります。

I は農業委員会の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）について、II は担い手への農地の利用集積・集約化について、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、III は新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、IV は遊休農地に関する措置について、V は違反転用への適正な対応についてです。

主にみていただきたいところは II の担い手への農地の利用集積・集約化と IV の遊休農地に関する措置です。まず、II の担い手への農地の利用集積・集約化ですが、これまでの集積面積は 46.1ha となっており、昨年度の集積 5.6ha ありましたが、今年度も同程度の集積ができる可能性は低いため、昨年度の約 30%程度の 1.9ha 増の 48ha になります。次に IV の遊休農地に関する措置ですが、0.4ha の解消を目標値とします。例年通りであれば 11 月頃に農地パトロールの実施、12 月に農地の利用意向調査の実施をしておりましたが、遊休農地調査と荒廃農地調査の統合に伴い 8 月頃に農地パトロールの実施を予定しております。議案書送付時点では情報が不確定であったため、例年通りの時期となっておりますが、実際には 8 月の実施となります。以上が簡単ではありますが、令和 3 年度の主な活動計画になります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「異議なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「異議なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第8号】及び【報告第9号】について、事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。
番号8、_____番 で登記畑・現況宅地です。
こちら小崎推進委員の担当地区になります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号9、_____番 で登記・現況共に田です。
こちら加藤委員の担当地区になります。

加藤委員 問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号19、_____番 で登記田、現況畑です。
こちら、岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号20、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号21、_____番 で登記田、現況雑種地です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号22、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら小崎推進委員の担当地区になります。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号23、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 24、 _____ 番、 _____ 番 で登記田、現況雑種地です。
こちら、加藤委員の担当地区になります。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 25、 _____ 番、 _____ 番、 _____ 番 で登記畑、
現況雑種地です。
こちらも加藤委員の担当地区になります。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 26、 _____ 番 で登記田、現況宅地です。
こちら、小崎推進委員の担当地区になります。

小 崎 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 27、 _____ 番 で登記田、現況宅地です。
こちらも小崎推進委員の担当地区になります。

小 崎 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 28、 _____ 番 で登記田、現況宅地です。
こちらも渡邊推進委員の担当地区になります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 29、 _____ 番 で登記畑、現況休耕畑です。
こちらも小崎推進委員の担当地区になります。

小 崎 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 30、 _____ 番 で登記・現況田です。
こちらも中野委員の担当地区になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 31、_____番 で登記・現況畑です。

こちらも岩田委員の担当地区になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会 長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 3 年 8 月 2 5 日、水曜日、午後 2 時から、清須市役所南館 3 階
大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和 3 年度第 4 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。